平成２７年（フ）第２１号
群馬県太田市由良町1722番地５　フィオーレＣ－102号、前住所群馬県太田市高林北町2007番地８
債務者　㐂井富美男
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２７年（フ）第９３号
埼玉県川口市芝中田１丁目29番19号　ジュネスⅠ102号室
債務者　井原奈緒未（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第１４２号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸209番地69
債務者　足立　麻理
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第１４３号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸209番地69
債務者　足立　政國
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第１６１号
さいたま市中央区八王子５丁目８番10号
債務者　田中　良知
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第１７３号
埼玉県川口市芝西２丁目１番７号　タウンハイツ６－101号
債務者　石島　利行
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２７年（フ）第５７号
埼玉県八潮市大字木曽根392番地１　ベルグレイス八潮111号
債務者　戸部　和浩
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２７年（フ）第１７号
千葉県匝瑳市高野1446番地１　ルネッサンス大木102号室
債務者　石川　俊行
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２７年（フ）第３４号
静岡県富士宮市下条147番地の２　コーポ147Ａ101、前住所静岡県富士宮市精進川473番地の16
債務者　後藤　　清
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２７年（フ）第８６号
堺市北区新金岡町２丁６番11―713号
債務者　村田俊夫こと　全　　俊夫
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２７年（フ）第９９号
堺市南区豊田15番地31
債務者　福井　友里
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第４９７号
大阪府泉大津市綾井18番地の１サントピア綾園305号
債務者　山中　美香
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第２号
大阪府泉大津市我孫子２丁目６番11号
債務者　金本　光代
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第２６号
大阪府泉佐野市中庄846番地の８
債務者　田中　章博
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第３４号
大阪府泉大津市千原町２丁目４番７号マンション西喜301号
債務者　馬原　惠子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第４９号
大阪府岸和田市土生町２丁目31番29号、前住所大阪府岸和田市額原町261番地の４スペースメテオライトＡ202号
債務者　永井日登美
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２７年（フ）第５４号
大阪府和泉市室堂町777番地の17、前住所大阪府堺市南区小代526番地12
債務者　近藤八枝子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係